

事業者各位

苫小牧市長 岩倉 博文（公印省略）
（財政部契約課担当）

見積策定単価等の公表について

市が発注する工事において、実勢価格調査や見積もりにより策定している個別工事に係る設計資材単価等については、現在、「非公表」として取り扱っているところですが、近年、工事に使用する資材が多様化し、見積策定単価等が増加していることから、入札契約手続きの透明性確保のため、次のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

記

1 公表の対象とする工事種別

公表する工事については、工事種別が「土木一式」、「舗装」、「造園」、「水道施設」の工事について対象とする。

2 公表する単価等

- (1)市が見積書を徴取し決定した単価
- (2)市が実勢価格調査を行い決定した単価

3 公表の方法

入札公告時の見積用参考資料に実勢価格調査（見積書）等資材単価を添付し、公表する。（別紙作成例参照）

4 留意事項

- (1) 公表は採用した単価のみとし、策定過程及び見積先は明示しない。
- (2) 次の単価等については引き続き非公表とする。
 - ア 物価資料により決定した単価
 - イ 公表することで公正な入札等の遂行に支障を及ぼす恐れのあるもの

5 適用開始日

令和6年4月1日以後に財政部契約課にて入札公告及び指名通知（随意契約を含む）を行う建設工事に適用する。